

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26. 6. 11 第 186 回国会第 27 号

6 月 11 日（水）、第 27 回の委員会が開かれました。

1 労働安全衛生法の一部を改正する法律案（内閣提出第 64 号）（参議院送付）

- ・田村厚生労働大臣、佐藤厚生労働副大臣、高島厚生労働大臣政務官、政府参考人及び衆議院事務局当局に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

田 畑 裕 明君（自民）

- ・ストレスチェックを実施する医師等について、どのように能力の向上を図っていくのか。また、管理職に対してメンタルヘルス不調が発生しない職場環境を作るための研修を行う必要があるのではないか。
- ・ストレスチェックの実施が当分の間努力義務にとどまる 50 人未満の小規模事業場についてはどのようにメンタルヘルス対策を推進していくのか。

古 屋 範 子君（公明）

- ・今後、職場に限らず受動喫煙防止対策を徹底すべきであると考えているが、今後の方向性について伺いたい。
- ・ストレスチェックの義務化に当たり、不利益取扱い等の不安を払拭する必要があるのではないか。

大 西 健 介君（民主）

- ・新しい労働時間制度は長時間労働等により労働者のメンタルヘルスを悪化させ、企業の生産性を低下させることから、成長戦略にはなじまないのではないか。
- ・ストレスチェックの義務化に当たり、不利益取扱いの禁止やプライバシー保護についてどのように実効性を持たせていくのか伺いたい。
- ・本法律案における受動喫煙防止対策はたばこのないオリンピックを目指すには不十分であるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

山 井 和 則君（民主）

- ・新しい労働時間制度に年収要件を設ける場合でも、法律に金額を明記しなければ、容易にその要件が緩和されるのではないか。
- ・新しい労働時間制度においても、使用者に実労働時間の把握義務を課すことや労働時間の上限規制を行う必要があるのではないか。

- ・産業競争力会議で提案されている新しい労働時間制度と第 1 次安倍内閣時代に検討された制度との違いについて、厚生労働大臣に伺いたい。

柚 木 道 義君（民主）

- ・電子たばこを未成年が容易に入手できる現状に対し、関係省庁とも調整し、販売上のルールなど必要な対策を講じるべきではないか。
- ・新しい労働時間制度には反対であるが、仮に導入するならば、公務員についても同様の制度を創設し、官民の差が生じないようにすべきではないか。
- ・年金積立金の運用見直しに当たっては、運用で損失が生じた場合のリスク回避措置が必要ではないか。

重 徳 和 彦君（維新）

- ・ストレスチェックの法律用語について、平成 23 年に提出された法律案では「精神的健康の状況を把握するための検査」とされていたものを本法律案では「心理的な負担の程度を把握するための検査」に変更した理由及び両者の定義の違いは何か。
- ・本法律案のストレスチェック制度は、1 次予防であるメンタルヘルス不調の未然防止だけでなく 2 次予防である早期発見も目的とすることを確認したい。
- ・ストレスチェックの実施によりストレスに対する強弱や仕事に対する不満が明らかとなり、労働者の不利益取扱いにつながる懸念はないのか。

上野ひろし君（維新）

- ・労働者の健康の保持増進の観点から、労働安全衛生法において、定期健康診断に歯科検診を位置付けることや、一定規模以上の事業場に産業歯科医の選任を義務付けることを検討すべきではないか。
- ・学校職員及び大学生の健康の保持増進の観点から、学校保健安全法において、学校職員及び大学生の定期健康診断に歯科検診を位置付けるとともに、大学に学校歯科医の配置を義務付けるべきではないか。
- ・平成23年の法律案では職場の受動喫煙防止対策を事業者に義務付けていたにもかかわらず、本法律案では努力義務に緩和しているが、今回、義務化しなかった理由を伺いたい。

中島克仁君（みんな）

- ・ストレスチェックの義務化対象を50人以上の事業場に限定した理由について伺いたい。
- ・ストレスチェックの対象を限定し、かつ優先度を付けることにより、制度の実効性を高めるべきではないか。
- ・公務員や教員に対するメンタルヘルスケアの取組状況及び国家公務員の労務管理の意味でのストレス対策の観点から国会運営を改革する必要性について伺いたい。

井坂信彦君（結い）

- ・職場における受動喫煙防止対策を事業主の努力義務としてから一定の期間が経過した後に法的義務とする必要があると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・本法律案で重大な労働災害の再発防止のために全社の改善計画の作成を指示する対象は狭く、重大な労働災害が一度でも発生した場合は計画作成を指示すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

高橋千鶴子君（共産）

- ・厚生労働省がホームページで紹介しているようなパワーハラスメント事案の再発防止に向けて真剣に取り組むべきではないか。
- ・パワーハラスメントによるメンタルヘルスの不調を未然に防止するためどのような対策を検討しているのか伺いたい。
- ・時間外・休日労働が月100時間を超える労働者に対して面接指導が義務付けられているが、月80時間を超える場合は義務とすべきではないか。